

電話による診療や服薬指導等ができるようになりました

まずはご自身の「かかりつけ医」に電話でご相談ください

かかりつけ医等をお持ちでない方は、電話診療を行っている最寄りの医療機関[※]にご相談ください

※実施している医療機関については厚生労働省のホームページをご覧ください。健康増進課(71-1814)にお問い合わせください。

※インターネットによるオンライン診療を行っている医療機関もあります。

<電話による診療や服薬指導等の流れ>

① 事前の予約

保険証・お薬手帳を準備し
(お持ちの方)
医療機関に電話で予約
精算方法の確認



② 診療

医師からの
電話で診療



③ 診療後

- i 医療機関への受診を推奨された場合
必ず医療機関に直接かかるようにしてください
- ii 薬の処方を受けた場合
 - ① 医療機関に薬を出してもらう薬局を伝える
 - ② 電話で服薬指導を受け、薬の配送を受ける



※医療機関や薬局によって対応が異なる場合があります。医療機関や薬局の指示に従ってください。